

鎌倉・九条の会 ニュース

鎌倉・九条の会

TEL:0467-24-6596

FAX:0467-60-5410

0467-24-6577



Email:iza@kamakura9-jo.jp

HP:http://kamakura9-jo.net

第二回 鎌倉憲法学校

いま、なぜ改憲か 「自民党憲法改正草案」検証

講師 伊藤 真さん (弁護士・伊藤塾塾長)

2013年10月14日(月・祝)

鎌倉商工会議所・地下ホール

安倍政権による「壊憲」が加速しています。専守防衛を骨抜きにする国家安保戦略を決定、拡大解釈思うままの秘密保護法の強行採決、そして集団的自衛権容認を狙い、明文改憲を目指す：日本を「戦争する国」に変えようとひた走っています。

安倍首相の口先のごまかしを見抜く広汎な市民の活動は、連帯の輪を広げつつあります。

秘密保護法案が国会に提出されていた昨年10月14日、鎌倉・九条の会では第三回鎌倉憲法学校として、講師に伊藤真弁護士を招き、講座「いま、なぜ改憲か、自民党憲法改正草案検証」を開きました。伊藤さんは、憲法が、国家権力を縛るものであるものから、自民党は国民を縛るための道具に変えようと立憲主義を投げ捨てていること、改憲草案には、一人ひとりがかけがえない個人であるという理念はなく、基本的人権は法律の範囲内でしか保障されていないことを、そして日本を「戦争する国」に変えようとしていることなど、改憲草案を根本から徹底的に批判しました。

会場をいっぱいにした参加者は改めて憲法を深く理解し、護憲活憲の決意を新たにしました。改憲策動への抵抗は、「ゆっくり急げ」、だが、もっと急ごう、あくまでも焦らずに。

きょうは、憲法とはどういうものなのか、重要なポイントをお話したいと思います。

私たちが憲法を学ぶのは、自分たちが、幸せになるため、社会をよりよくするため、そして選挙や市民運動をするためにも大切だと思います。憲法改正の論議がいろいろな形であります。ところが、いったん憲法を変えてしまうと、例えば、国防軍という軍隊をつくり、普通の戦争をする国になったら、二度と、日本は正規の軍隊がない国、いまの憲法9条を持つ国には戻れないと思います。後で後悔しないように力をつけることは大切なことと思っています。

自己紹介―憲法を生かす

法律家を世に送り出すために

30年、法律家、公務員の育成をしています。私は憲法の価値を実現することが法律家の仕事だと思い、そうした法律家を一人でも多く送り出したいと考えています。

弁護士、裁判官、検察官になるには、基本的に法科大学院にいかねばなりません。学費が、500万弱かかり、仕事をしている方は1000万ほど蓄えがないと法律家にはなれません。法科大学院制度ができ、

2003年には司法試験を目指す方は年間5万人。今年の受験生は8000人に激減です。2004年の初年度、法科大学院にいき法律家になりたい人は7万人も超えていたのに、今年は全国で4000人台です。志望者激減です。お金や時間がかかるとか、いろんな事情からです。



司法権は、憲法違反を政府がしたときに、それに対して毅然とした判断ができるかという意味でも大切です。人間性を理解した事件処理ができることも必要ですが、弁護士、裁判官、検察官全体が、いま、地盤沈下をしている、人材がこないのです。それが法科大学院制度の一番の問題です。いい法律家になるなど思っている。司法の世界も大変なことになると思っています。幸いなことに、予備試験で、法科大学院に行かずに司法試験を受け、法律家になれるルートができましたが、追いつかない状況です。

すでに、憲法、法、司法がいろんな場面で問題を引き起こしています。例の検察の不祥事。取り調べの可視化も進まず、さびびる冤罪が起こっ

ていても、何も検証されず、また同じことを繰り返すのかもれません。それも憲法がこの国に浸透していない一つの理由とあって、市民の方々に検討していただきたく、大小の集まりで、講演をしています。

昨日は大阪で「憲法9条世界会議」に参加し、コスタリカの弁護士、イタリアの弁護士、韓国の憲法学者、みなさんと世界にとって重要な価値がある憲法9条を、いかに改悪させないようにするのかを、シンポジウムの形で考えてきました。

ここにあげたように本を書いています。『憲法之力』、子どもたちに憲法を知ってもらいたく『中高生のための憲法教室』。岩波のブックレットで『憲法改正って何?』。PHP新書からも『憲法問題 なぜ今改憲なのか』。『戦争をしない国、日本』というDVDもつくりました。

『東京新聞』に、「立憲主義の否定」という自民党の改憲案を批判する記事を載せていただきました。『立憲主義』という言葉、一般のみなさんたちはほとんど「存じない」。でも、いまこの国で立憲主義が実現できてないことが問題の根本なのです。

弁護士としては、1人1票の実現にも取り組んでいます。どこに住ん

でいても1人1票じゃないとおかしい。この前の参院選で、鳥取県の方が1票とすれば、神奈川県は0・2票ちよっと。鳥取県の方が国会議員を送り出すのに自分の1票でいいのに、神奈川県の方は4人、5人束になつて同じ方に投票しないと国会に送り出せない。鳥取も過疎など深刻ですが、神奈川県も基地やいろいろな問題を抱えているのに、国会に代表を送り出す力が4分の1、5分の1しかないのはおかしい、民主主義ではないでしょうと、裁判と運動をしています。

昨年末の自民党が大勝ちした衆議院選挙。判決がどつと高等裁判所で3月に出ました。選挙が無効だという判決が2つばかり出ました。今月の23日に最高裁の弁論をします。15人の裁判官に直接、こんな選挙は民意を反映していない。そんななかで憲法改正など議論を進めてもよいのか。憲法を守る立場の裁判官として選挙が無効だとの判決を出さないといってきます。判決が11月下旬に出る。画期的なことで、裁判所もこの問題にきちつと決着をつけたいと思っているのではと、頑張るつもりです。安倍さんは3年は選挙がないといって、好きなことをやろうとしています。あなたたちが選

ばれた選挙が無効、選挙やり直しと突きつけられたら、一つのくさびになるのではないかと思えます。

天賦人權説をやめる

自民党改憲案

私たちの憲法は、明治憲法、大日本帝国憲法から大きく変わりました。戦前は天皇が主権者。いまは、国民主権です。明治政府ができ、1874年から台湾出兵、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、満州事変と、71年間戦争を続け、アジアに向かって加害者であり続けましたが、戦争をしない国に変わりました。

明治憲法時代は、国民の人権という言葉はありません。天皇の由来として法律の範囲内で与えられる臣民の権利でした。たとえば、表現の自由という人権は治安維持法の範囲内でしか保障されない、そんな時代でした。

それが、天賦人權、生まれながらに人としての権利を持っている国に変わり、国民主権となりました。さらに戦争放棄、平和主義という国に変わったのです。

戦前は教育勅語がありました。教育や宗教を利用し国がいろいろと介入し、心のなかまでコントロールし、

障害者や女性や子どもは戦争には役に立たないと差別されました。それもなくしました。

貴族や財閥、大地主などが存在し大きな格差があり、すべてが自己責任だった国から、助け合いの福祉の国に変わります。徹底した中央集権の国から地方自治を憲法で保障しました。日本国憲法ができたとき、憲法9条は画期的でしたが、地方自治を独立の章立てで書き込んだことも世界でも珍しいものでした。

日本国憲法は、人間一人ひとりが大切という立憲主義の理念に立脚し、最高法規としての憲法が国家権力を制限し、人権保障を図るとしてつくられ、その理念の上に国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義という三大原理が乗っているのです。

国民主権、人権尊重、平和主義、戦争放棄について小学校以来勉強してきましたが、この土台にある立憲主義を私たちはまったく学んでいません。指導要綱に入っていません。中学の副読本「新しい憲法のはなし」も、高校生用の教科書「民主主義」もいい本なのですが、立憲主義について触れていません。

自民党の憲法改正の草案をつくるにあたって、天賦人権説をやめ、人権は国が国民に与えるものと発想の

転換をすると宣言します。そして、国家が軍隊を保有するのが世界の常識であるとして、国防軍を創設するといっています。

また自民党は、マッカーサーからの押しつけではない自主憲法を制定したいといっています。この考えはとくに憲法学のうえで克服されています。さらに改憲の目的は、集団的自衛権の行使を容認し、国防軍を創設することで、日米同盟を強化し、軍事力による国際貢献をするということです。軍事的に、経済的に強い国をつくるための憲法だということ、戦前回帰、富国強兵なんです。

無責任体制のつづく日本

自民党の方がたは、国民はついてきなさい、安心して任せなさい、強い国、いい国をつくってあげるからというのです。日本は自衛隊用以外には武器をつくらず、輸出して金儲けはしないということでした。軍需産業は、裾野が広く科学技術から金型や鋳金にいたるまでの総合産業です。日本は軍需産業として世界で金儲けができない。ユタヤ人をひどい目にあわせたナチス・ドイツは戦後戦争責任と向き合い、ヨーロッパのなかで近隣諸国から信頼される国に

なりました。NATOに参加し、コソボの空爆、アフガニスタンへ集団的自衛権で部隊を派遣し、マシンガンなど、世界最大の武器輸出国にもなり、大儲けしています。同じようにひどいことをした日本は経済的に大きくなっても、軍隊も持たず、武器の輸出もできない。そこで、武器輸出の代わりが、技術の裾野の広い総合産業の原発です。輸出できない武器の代わりは原発だと、3・11以後、ベトナム、トルコなどに売ろうと画策しているのです。

戦前の軍国主義、大政翼賛体制などといわれた軍需産業の政官財癒着戦後の原発翼賛体制といってもいい電力会社の癒着、原発主義です。

戦前、大本営発表の神風神話を国民に信じさせ、日本はアジアで2000万人も殺し、310万人の日本人の命が奪われました。しかし、だれ一人日本人の手による責任はとっていません。

日本人はあの戦争責任に向き合い、自ら検証をしないまま、二度と誤りを犯さないということをしてきませんでした。天皇も結局退位すらしませんでした。法律家、司法の世界でも軍国主義を支援した多くの裁判官は何の責任もとらされずに戦後出世していきました。医者も同様、有名

立憲主義―国の権力を縛ること

憲法は何のためにあるのでしょうか。私たちは法律が正しいと思って従います。昔は、天皇や国王がつくったから正しいとして法律に従いました。しかし民主主義の国では多くの国民の声を反映した法律を正しいと思っに従います。けれども、多数の意見に従えば常に正しいですか？

残念ながら必ずしもそうではありません。私たちは情報操作やムードに流され、目先の利益に目を奪われて、正しい判断ができないこともあ

ります。人間が間違いを犯す不完全な生き物であるからです。どんな素晴らしい政治家も官僚も、間違いをおかすことがあります。だから憲法が必要になるのです。

多くの人びとの声に従いながら間違いを犯した例としては、例えば10年以上前の9・11のアメリカ同時多発テロ後のことが考えられます。ブッシュ大統領は「イラクに大量破壊兵器が隠されている、アルカイダはテロリストと結びついている！」とやってイラク戦争を始めましたが、大量破壊兵器もなければアルカイダとの結びつきもまったくなかった。数十万といわれる罪のないイラク市民、女性や子どもも殺されたのです。圧倒的多数のアメリカ国民が間違った情報を支持し、ブッシュ大統領の戦争を支持しました。日本でも小泉首相は真っ先に武力行使を支持しました。ドイツやフランスなど世界148カ国が反対し、アナン国連事務総長が国際法に違反すると批判した戦争に、日本は自衛隊を送り、航空自衛隊は多くの米軍武装兵士を運び、そのアメリカ軍兵士は虐殺行為をしていました。私たちの税金が人殺しに使われました。でも国会では、国連職員や復興物資を運んでいると隠していたのです。これは後の民

主党時代の情報公開請求で、ようやく明らかになったことです。

多くの国民の声に従って大変な間違いを犯し、大被害をもたらすことがあります。ヒトラーはドイツ中の高速道路やさまざまな公共事業で600万とも700万ともいわれる失業者を解消し、確かに景気が良くなったと国民に感じさせ、熱狂的な支持を受けたそうです。でもヒトラーが裏でどうだったか。ポーランドのアウシュヴィッツをはじめ強制収容所で強制労働や虐殺がおこなわれていました。ユダヤ人のみならず、ユダヤ人をかくまったドイツ人も虐殺された。子どもや女性も裸でガス室に送られて殺された。人間の尊厳をまったく無視して人間を物として扱っ、それが戦争の実態、現実だろうと思います。

日本でも同じように残酷なことをやっていました。七三一部隊では、中国人を「マルタ」1本2本と呼んで、生きたまま人体実験をしていました。それが戦争の本質です。では熱狂的にヒトラーを支持したドイツ人は愚かだったのでしょうか。ブッシュ大統領のイラク戦争を支持したアメリカ人は間抜けだったのか。大本営発表を信じ込まされて兵隊を応援していた日本人は間抜けだったのか？

そうではなく、人間は残念ながら、情報操作やムードや目先の利益に目を奪われ正しい判断ができないことがあるのです。ですからそのときどきの国民の多数の声に従って物事を決めることが大切であっても、その多数意見にも歯止めが必要なのです。

多数意見でも奪ってはいけない価値のことを人権や平和といって、冷静なときに書きとめておいた。それが今日の憲法の役割だということ。多数意見でも奪えないということとは、法律によっても奪えないといえ方を「憲法によって立つ政治」くらしいの意味で立憲主義といえます。古くはギリシャ、ローマ時代からあったそうですが、その立憲主義が意味を持つてきたのは中世のイギリス、マグナ・カルタです。1215年当時の貴族たちがジョン王の横暴を縛る道具として最初の憲法をつくったのです。後に市民革命を経て民意を反映した民主主義の政治がおこなわれるようになってきたけれども、決してやってはいけないことがあるという歯止め、それが今日の立憲主義の意味です。ときには民主主義と立憲主義はぶつかり合い緊張関係に立つこともある。民主主義や国民を信じないのではなく、人間というものは

残念ながら間違いを犯すことがある。だから民主主義でも憲法に歯止め、縛りかける立憲主義というものが、時代を超えて必要なのです。

憲法と法律では名宛人が違う

民主主義と立憲主義はときにぶつかり合うことがある。民主主義の教育はなされてきたのに立憲主義の教育は残念ながら疎かにされてきた。

しかし憲法で縛りかけるこの立憲主義は、いまの時代だからこそ重要です。法律は国民の自由をときに制限して、社会秩序を守るために必要な法ですが、憲法は逆に、国民が国を縛るための法です。矢印の方向は逆で、法律は国民に守れ、憲法は国に守れといっている。憲法は法律ではないことを理解しなくてはなりません。六法全書の最初に憲法が出てくるから、大切な法律が憲法だと思っ

律ではありません。

もう一つの大切なことは、憲法が縛りかける国、国家というのは、私たちが人為的につくった権力の主体としての国でしかないということ。豊かな自然を想像したり、歴史、文化、伝統のイメージが結ぶ対象としての国ではないということ。憲法が相手にしている国というのは、権力を行使する主体、組織としての国家でしかない。それに縛りかけるのが憲法の役割だということです。

ですから憲法のなかに、文化、歴史、伝統などについての価値評価を入れてはいけないし、ましてや宗教などは入れてはいけないというのが近代憲法の作法です。アメリカもドイツもフランスもそんなものは入れていません。文化や歴史や伝統などは、人それぞれの価値観で評価が異なるからです。例えば「これは日本固有の文化だ」とだれかがいっても、「それは朝鮮半島から来た文化だ」という人もいます。元号制は中国を真似たものだし、夫婦別姓は「日本の文化や風習や伝統だからだめ、日本の家族制度を壊す」なんていう人がいますが、日本は古来から夫婦別姓で、夫婦同姓にしたのは明治政府のころイギリスを真似てからです。日

本の文化、伝統、ましてや歴史などは評価の分かれる最たるもので、そんなものを憲法に入れると、国が一定の評価を決めて国民に押し付けることになる。憲法は国民を統合する道具でなければならぬのに、納得できない国民を排除し、分断することになるのです。

憲法の中が 人権規定ばかりなのは当たり前

すべての国民・市民に共通なことが一つあります。それは、すべて国民は人間であるという一点です。その価値観だけはみんなで共有できるはずだという一点でまとまり、国家権力を制限する。それが憲法の目的だということになります。人権保障が憲法の目的なので、憲法のなかが人権規定ばかりなのは当たり前ということになります。憲法のなかには本来義務を入れる必要はありません。しかし、自民党改憲案では100個程の義務が増えている。国防義務、日の丸・君が代尊重義務、領土・資源確保義務等など…。まさに国民を支配するための道具に入れ代えますということなのです。繰り返しますが、憲法は国民が国に対しての命令書であるがゆえに、国の側で仕事を

する人たちが、憲法を守る義務を負います。まさに公務員に憲法尊重義務を課しているのです。



ここに取って国民を入れなかつたということは、本来、国民は憲法を守る側ではなく、守らせる側だからです。私たちが政治家に突きつけ、官僚たちに突きつけ、裁判官たちに突きつけ、あなたたち、この憲法に従って政治をなささい、仕事をしなさいと命じるものなのです。

しかし自民党改憲案102条では国民に憲法を尊重しろとなり、第2項では一応公務員にも守れとはいいますが何と天皇・摂政を削除しました。天皇を元首としているのに、憲法を超越した存在として天皇・摂政を位置付けました。憲法は国を縛るための道具だったのが、国民を縛るための道具に成り代わっています。憲法が法律に成り下がることを意味しています。

「憲法は国の最高法規で、最も大切な法律である。国民が守らねばならない重要な義務が書いてある。重要な法律であり法律の親分だ」と。これはいまだに圧倒的国民の感覚だ

と思います。自民党の改憲案の問題点は、立憲主義というものを知らない、と、「それ普通じゃん。どこがおかしいの？」という感覚になってしまつことなのです。

そして前文。現憲法の前文は「日本国民」が主語ですが、改憲案は「日本国」です。「国」が主語となり、天皇を戴く国家となっています。第3段落になってやっと「国民」が登場します。それには、国をみずから守るんだ、基本的人権を尊重するんだ、和を尊ぶんだ、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成するんだ。国民は国家を形成するパートナーですということをはつきりいっています。人権は国民が国家に主張すべきものであって、国の方が尊重しなくてはいけないものなのに、国民に尊重しろといっている。人権の本質を何も知っていないということです。

そして第5段落。最後の極め付けです。「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため」に憲法を制定する」といっています。国民のためでなく、国家のための憲法だといっています。

現憲法の前文第1段落に憲法制定の目的が書いてあります。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こ

ることのないようにすることを決意し、「自由のもたらす恵沢を確保し」とあります。「自由のもたらす恵沢を確保し」は少し難しい言い方ですが、人権が保障され、戦争のない、平和な国で生きられるために憲法を制定するのだという意味です。前文ではつきりうたっています。改定案にはそういうものが一切なく、国家のための憲法だといいい切っています。

少数派、弱者を守る憲法の役割

国家権力を制限して、国民の人権を守るというのが憲法ですが、いまでは役割が少し広がり、多数派、強者を制限して少数派、弱者を守るという役割を果たすようになりました。市民生活のなかでも、強弱の関係はあります。暴力や腕力やお金の力、会社関係、社会的知識、専門知識等強い力を持っている人がいます。それを理不尽に行使しようとしたときに、それらの強い立場の人の理不尽を縛るというわけです。貸金業者と多重債務者、大企業とリストウを受ける従業員、暴力を振るう部活顧問と体罰を受けてしまう生徒などなど、強弱関係があらわになるいろいろな場面で「あなたそれをやっちゃいけないでしょう」と縛りかけける

のです。われわれ市民社会においても、憲法は極めて重要な役割を果たすものなのです。

いま、生活保護を受けている方が215万人を超えて史上最高になったといわれます。でも人口のたった1・6%です。そしてほとんどの人は生活保護とは関係ないのです。だから生活保護費がカットされ、大変な思いをしている人がいても、別にそれがなんなのという感じでも、もし私が車椅子がなければ動けない体だったら受け止め方は全然違っただろうと思います。また高校にいきたくても、家が貧しいから高校を諦めて働いてくれないかといわれる家庭に育っていたらやはり全然違っていったと思います。たった1・6%ですよ。大多数の人には生保の額などはどうでもいい。だから国会の多数決で生活保護を受けるのをためらわすような法律も通ってしまうわけです。憲法を理解するうえで大切なのは想像力、他者への共感力です。口でいうのは簡単ですが、とても難しいことです。普天間のお話をします。街のど真ん中に普天間基地があり、そこに普天間第二小学校があります。この小学校で爆音検査がおこなわれました。45分の授業中、教室のなかでどれだけの爆音が響き渡るか。

地下鉄がガッツ通過するのが84デシベル。それと同じ音です。先生の声なんか聞こえません。それぐらいの爆音が45分の授業中11回。先生の話が中断されるなかで子どもたちは勉強せざるを得ない。生徒だけでなく大人だって耳がおかしくなったり体調不良になったり障害が出てきました。10年程前400人ほどが裁判を起こしました。第1審。1億4600万の損害賠償を勝ち取ったのです。でも、1日あたりに直したら200円。控訴して倍額になりましたが400円です。また飛行訓練差し止めだけを求めて最高裁までいきました。そのとき国がいつてきたのが「公益」でした。基地被害を我慢しろというときに「公益」という言葉が出てくるということを私はちが覚えておかないといけません。

基地被害はたくさんあります。神奈川県、嘉手納。夜中でも平気で飛び続けています。そこにオスプレイです。差別という言葉ではいい表せないような状況です。10年程前、新聞のコラムに読谷村のパラシュート降下訓練の反対運動の記事が載りました。兵隊さんがフワフワ降りてくるといふ想像で、その位仕方ないんじゃないかと一瞬思ってしまった。でも現地で反対運動をされてい

る人に聞いたのは、パラシュートからトラックやトレーラー、ドラム缶を落とすという訓練だったのです。ジャングルや砂漠に物資を補給するための訓練です。テレビや新聞に出てくる事実は確かに事実かも知れないが、本当に大切な事実はその先にある。想像力を広げる努力をしなければだめなのです。

憲法の人権を理解できるかを確認する方法があります。憲法の条文は「全て国民は」とか「何人も」と始まりますが、それを「どんな凶悪犯でも」と置き換えて読んでみるのです。あるいは頭にきている上司や部下などの名前を置いてみてください。人間である以上最低限認められることは必要ですし、人と違うことはむしろ素晴らしいということなのです。同じではないから存在意義があるので。違ってからこそ価値があるので。みなそれぞれ生き方をし、それぞれ違っていいということを認め合える社会が、憲法の目指すものなのです。

法律の範囲内の自由・人権

日本人は、みんながそうしているから安心だ、落ち着くという傾向があるとよくいわれます。しかし、周

りからどう見られているかという評価の物差しでなくて、自分のなかの物差しのようなものをちゃんと持つということ、それは私たち自身の問題だし、大切なことだと思います。

そして、同時に、自分とちよっと違う人の存在も認めるといふことだろうと思うんです。多様性が認められている社会というのは、変化に対応できて、柔軟な、しなやかな強さのようなものを何となく感覚として持ちます。憲法は、個人の尊重の内容として、人はみんな違っていいということを行っています。

ところが、自民党の改憲案に一人ひとりかけがえない個人であるという理念はありません。戦争というのは、代替可能な消耗品と同じに人の命を扱う。そうしたことの布石になるような人の扱いです。

個人として尊重しないという、明治憲法と同じようなことにしたら、それも戦争につながる道であると、私は思います。

そして、12条に、自由や権利は常に公益、公の秩序に反してはならないと、「常に」という文言を入れてしまいました。

この公益や社会の秩序、公の秩序は時の政府が決めます。そしてそれは、多くの場合、法律で決められま

す。ということとは、簡単にいえば、常に法律に反してはならない。権利や自由は常に法律の範囲内でしか保障しませんといっているのと同じことです。明治憲法と何にも変わらな

いということですよ。また、自由には責任が伴い、権利には義務が伴うといっているのです。でも、権利と義務とはまったく別物。権利に伴って義務が生じるわけではないですから、そこは知っておいてください。

国民に人権が生じたならば、国の側に人権を保障する義務が発生する。そこが対になっていただけなんです。

そして、公益、公の秩序を何と21条にも入れちゃいました。表現の自由。公益や公の秩序を害する目的とした活動をしてはいけませんよ、認められませんよというのです。その活動をやった人を逮捕し、起訴して、有罪にする必要はありません。有罪にしてなんていう必要はなく、ただ捕まえておけばいいだけ。それで十分見せしめになるし、萎縮させることになりました。

改憲案は家族の助け合い義務をいいます。余計なお世話でしょう。

家族という集団を



基礎的な価値だといっちゃうんです。個人よりも集団という発想です。それはまさに、家とか国家という集団を尊重しろということにつながります。

それから、ライフスタイルの多様性を否定します。社会保障、年金や介護や教育や医療などは、まず家族でしてくださいといつて、それを削減する大きな口実になります。個人よりも集団という発想。そして、最後に戦争です。

世界を視野に入れた憲法

数ヶ月前に、ベトナムへ行ってきました。枯葉剤の使われたベトナム戦争の影響、被害を、何の罪もない、いま生まれる子どもたちが受けていますが、戦争というのは、ずっと被害が続きます。

そして、被害者だった人がいまは加害者になります。パレスティナでは、いま、虐殺の被害者だったユダヤ人が加害者になってしまっているということですよ。だから、日本は一切戦争しませんということにしました。

第1項で、戦争は永久に放棄するとしています。ただし、これは世界でも普遍的な価値です。世界中で何

らかの平和主義をうたっている憲法は150は越えるといわれています。しかも、国連憲章で戦争は違法ということになっていますから、いまだき、宣戦布告して戦争する国はありません。

私たちの憲法は、2項で、戦力を持たないし、交戦権を認めていません。ここが徹底的な戦争放棄で、日本独自のもの。そして、何よりも平和的生存権というのを人権として保障するとしました。これが世界にない画期的なところなのです。

紛争や戦争の火種をなくす。根元から断つための努力を私たちはやりますというのが積極的非暴力平和主義というものです。

専守防衛か海外で戦争する

ようにするのが争点

いまの憲法の下で、残念ながら、自衛隊があります。しかし、交戦権を認めていませんから、軍隊ではありません。

そして、自衛のための武力行使ができませんから、個別的自衛以外の集団的自衛権を行使できないし、海外で武力行使もできないし、攻撃的兵器も持てません。これは普通の軍隊にはまったくなくないことなんです。

軍事裁判所ありません。普通の軍隊は、原則人殺し自由です。それが軍隊ですから。ただ、例外的に捕虜や民間人は殺せないだけなんです。

それが正規の軍隊になる。安倍さんは、海外では日本の自衛隊は軍隊として認められている。だから、国内でも軍隊として扱わないのはおかしいと、うそをいいました。海外では軍隊として認められていないです。それがしゃくにさわるから、普通の軍隊になりたいというのが本音です。自民党の改憲案は、国防軍を創設し、自衛権発動に個別も集団も制限はありません。治安維持にまで出動します。そして、軍事機密の保護、軍事裁判所、さらには緊急事態を想定します。

戦後、私たちは、軍隊を持たない、戦争をしない国になった。だから、緊急事態条項を否定した。緊急事態は戦争と対になります。災害を口実に緊急事態条項の必要を政治家はよくいいます。それは9条改悪の露払いです。それを私たちは意識しておかないといけません。

自民党の改憲案は、日米同盟の下、国際協力の名目で世界で武力行使ができるようにしたい。それが目的であっ



て、日本の国防が目的じゃないです。いままでの9条論議は、非武装中立か、専守防衛か、そこが争点でした。私は、非武装中立がいいと思っています。ところが、今回は違います。国土防衛に徹するのか、専守防衛を超えて、海外で自由に軍事行動できるようにするか。そこが争点です。国防軍を持つのはそこがポイントです。

憲法破壊の暴走を許さないー 悠々として急げ

私たちの市民生活は一気に変わります。徴兵制が可能になります。いまの憲法だったら徴兵制はゼロですが、改憲草案では可能になります。

政治家は絶対いいますよ。徴兵制なんかいまの時代できませんよ。でも、憲法が変わってしまったら、国会の強行採決でいつでも可能になります。まずソフトなやり方で、いまの若者はなんとなく気合が入っていないから、というようにやっていきます。

そして、国防意識や愛国心を植えつける。そのための徴兵制です。日本の憲法の特徴は、個人の尊重のための立憲主義です。これは、他国と同じです。そして、積極的非暴力平和主義。これは日本の英知で、

他国と違うところです。個人のレベルで人と違っていいと同じように、国も、他国と同じところもあれば、違っていいはずなんです。それを見事に自民党の改憲案は逆転させます。他国と同じであるべきところと決別してしまいます。立憲主義を否定します。他国と違っていいはずの積極的非暴力平和主義をやめて、普通に軍隊を持って戦争ができる普通の国になろうというのです。

秘密保護法や国家安全保障基本法など、解釈改憲、立法改憲というやり方で憲法を骨抜きにして、既成事実をつくり、その後から明文改憲がついてくる。

国家安全保障基本法、これを出すために、内閣法制局長官の首をすげ替えたりしているわけです。よくこれは集団的自衛権を認める法律なんだといわれますが、もっと問題なのが3条です。

3条は、国や公共団体の責務として、2項にはこんなことが書いてあります。「国は、教育、科学技術、建設、運輸、通信その他内政の各分野において、安全保障上必要な配慮を払わなければならない」と。何と教育が一番最初です。安全保障や国防の内政への配慮で教育を冒頭に掲げているということです。そ

して、技術です。教育や技術を軍事に使うんだという意思が見え見えます。

そして、3項では秘密保護の規定が入り、4条では国民に安全保障に協力する義務が入ります。国防に協力する義務。これを法律でつくってしまうということなんです。

そして、10条です。これが集団的自衛権です。そして、11条。これは国際協力という名のもとで自衛隊が世界に出ていけます。

国際連合の「安全保障理事会で決議された等、安全保障措置に参加する」と書いてありますが、「安全保障理事会で決議された等」ということは、決議なんかなくたって自衛隊は外へ出ていける、アメリカがいつかただけで他国へ自衛隊を出させてしまっ。別に国連の決議なんかいらなくないというのが、等の意味ということなんです。

そして、武器輸出解禁です。さらに、日米軍事合同訓練をやっていますし、秘密保護法も提案されていますからこうした状況のなか、私たちが声を上げるのが大切です。ファックスでもメールでも何でも、声を積極的に上げるといことです。私たちが目指す社会は、一人ひとりを大切に作る社会です。憲法改悪は何と

しても阻止しないと。

そのためには、想像力を鍛えて、改憲で自分の生活がどう変わるかというイマジネーションをより多くの人に持ってもらおう。そして、市民的な連帯の力を強めるということが何よりも大切なことであると思います。

最後に、憲法は理想です。前文の最後にはつきり理想だといっていますが、理想だからこそ存在意義があるのです。理想と現実には常に食い違っています。理想と現実が違っているからこそ理想を掲げる意味があるということなのです。

何も9条だけが理想じゃありません。13条も14条も、25条の生存権だって理想です。現実とぜんぜん違います。でも、だからといって、生存権の規定をやめちゃうなんて人はいないわけです。

やっぱり9条などの理想を高く揚げ、一歩でも前へ進む努力をすべきだし、次の世代に対して、いまを生きている人間は責任があると考えています。

そして、フェスティナ・レンテ。私の好きなラテン語ですが、ゆっくり急げと訳してみました。焦らず、慌てず、諦めず。一歩一歩が大切だということぐらいの意味です。

ちよっとがんばって急がないと、

ゆっくりしていると間に合わない。でも、慌てて転んじゃってもしょうがないですから、自分ができる範囲のことを一つ一つコツコツ大切にします。それも重要な、心構えだと思います。大分時間を超過しました。ありがとうございました。

質問に答えて

Q1 TPPの1SD条項は「公序（法律用語）」の侵害をもたらすもの。憲法に抵触するのでは？

A 公序の侵害のみならず司法権という国家の主権を侵害することになる。1SD条項を締結することは違憲と断罪でき、それを主張していくべきです。ただ残念だが条約を締結しただけでは訴えを出せないから、何か具体的な事件が起きたときにすぐ提訴すべきということですね。

Q2 憲法改憲を阻止したい。具体的に何をすれば有効か？

A お一人おひとりに考えて頂きたいが、私なら、ということの例を挙げる、まずはメディアにたいしてです。何でもいい、テレビで

も新聞でも、雑誌でもいいです。メール、ハガキ、ファックスなどで「これはおかしいと思う。もっと取り上げてほしい」といった声を届ける。新聞社なら署名入りの記事だったりしたときに「あの人のあの記事はよかった、もっと頑張ってもらいたい」と励ましのハガキなどを届けると喜ばれ、本当に力になります。

次に、多くの人に知ってもらおう。何か書ける場所、例えば筆記用具売り場に試し書きの所があれば丸とかペケを書く代わりに「九条改悪反対」とか試し書きをしてくれる。いろいろ積み上げればいいと思います。

Q3 最近秘密保護法の話が出てくるが、一番の問題点は何？

A どんな世界でも社会でも、情報を持つ者がもたざる者を支配するということが、情報を持つ方が強いのです。特定秘密として官僚が指定してしまうと官僚だけが情報を握り国会議員さえ見られなくなる。官僚がこの国を支配し、国



民が主権者でなくなることを意味します。民主主義と合わせて、主権者である国民が情報を持つことが根本的に重要です。原発は海外では軍事機密ですから、原爆のない日本でもテロ対策が必要となれば、原発問題でありとあらゆるものが特別秘密に含まれてしまう。

Q4 中学校の公民教科書に憲法や立憲主義を否定する記述がある。中学生に憲法の意味を否定的に教える内容になっている。そもそも検定に通ることがおかしいし教科書として相応しいとはいえない。憲法違反として提訴できる可能性は？

A 検定制度そのものが憲法違反だということでは家永先生が随分とご苦労されました。形式的に今度は検定を通して首長が選んだ委員会が民主的な手続きで教科書を選んでいるので、争うのはそう簡単ではない。だが憲法違反として提訴はできると思うし、そこで争って問題点を公にすることもやっつけくべきでしょう。ただ、何を争って争うのかによってはある意味で教育の中身に逆の方向から裁判所が介入することにもなります。本

当に「苦勞だとは思いますが現場の先生方に、補助プリントや私の本を副読本にして頂く形で工夫してもらおうなど、しばらくの間は先生方に踏ん張っていただくことになるでしょう。

Q5 国際会議で外国の方が出された、改憲をさせないアイデアを紹介してください。

A 先ほどちょっと紹介した平和への権利というのがいま国連の人権理事会で議論されていて、通るか

どうかという瀬戸際です。

日本国憲法の平和的生存権を一歩進め平和を人権として捉える、これが世界標準となるよう市民運動が中心となって国連の人権理事会に向け私たちも頑張っているところです。これを外圧として利用し改憲を阻止するのもありと思っています。

Q6 生活上の小さな場面であっても人権が保障されることが民主主義なのだと思って育ちましたが、

初めて知ることがたくさんありました。憲法のこと、ゆっくり考えたいと思います。改憲にならないことを願います。(30代)

★きょうは本当によかったです。わかりやすく私みたいなおぼろげさんにもおもしろく勉強ができました。いただいた資料をまた聞き直し、読み返し他の誰かに話ができるようにしたいと思いました。ありがとうございました。(80代)

★改めて現行の憲法の良さがわかりました。伊藤先生のわかりやすい説明を聞いて、自分でも憲法の勉強を試してみたいと思いました。

★大変勉強になりました。いただき(60代)

★とても勉強、参考になりました。(40代)

水俣など公害、沖縄問題などに、民主主義はなかったのでしょうか？

A 戦前に比べればよほど民主主義になったが、公害、沖縄、原発という問題では、特定の他者の犠牲の上に多数の人の幸せが乗っかっています。いまは情報化社会で知ることができますから、そのようなことがいろいろな場面で起きていることを知り、やはりそこはおかしい、と声をあげることが大切です。

Q7 外国人の選挙権。他国ではどのように？

A 国政レベルの選挙権まで認めるところもあるし、地方自治レベルでは被選挙権も与えている国も随分と増えつつあります。世界の潮流は国家の戦争する権限や自衛の権限すら制限するという方向になっています。

以上、要約、文章化の責任は、
鎌倉・九条の会にあります。

★パワーポイントが記載されたレジュメが資料のなかにあり、それをまた、スクリーンで見ながらの講演、とてもわかりやすかったです。(50代)

参加者の感想

アンケートの「協力、
ありがとうございました。
いくつかを「紹介します。

★内容の濃い講演、よくわかりました。戦争への階段を上りだしているのではと実感しました。将来のため絶対、戦争のない国であり続けなければと思います。(70代)

★もっと長い時間、聴きたかった。次回は職場の後輩を連れてきたい。(30代)

★憲法の重要性、とてもわかりやすくお聴きました。来てよかったです。(40代)

★とても勉強、参考になりました。

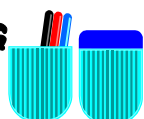
★大変勉強になりました。いただき(60代)

★本日の立憲の意味を知りませんでした。今日は憲法の意義をよく学べて本当によかったです。ありがとうございました。(60代)

予告 第4回

鎌倉憲法学校
10月に開催予定

講師：渡辺 治
(一橋大学名誉教授)



「九条の会」 第5回全国交流・ 討論集会

2013年11月16日

全国集会は、安倍内閣が『集团的自衛権の解釈の変更』や『特定秘密保護法の制定』により、憲法九条の実質的改憲を目指すという緊迫した情勢の下での集会となりました。

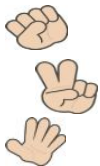
『九条の会』よびかけ人の大江健三郎さんは、子どもの時に出会った「日本国憲法」が、奥平康弘さんは、戦争の時見た一枚の「赤紙」が、そして澤地久枝さんは、「鬼畜米英」を叫んでいた人が、一晩で「民主主義」に豹変したことへの不信が、それぞれいまの自分につながっているというお話でした。3人のお話からは心にたぎる平和への思いが伝わってきました。

渡辺治さんの司会による浦田一郎さん、柳澤協二さんのシンポジウムは、同時代を生きてこられたお二人の改憲や集团的自衛権についての異なる視点からのお話で、安倍政権の目指す方向についての問題点を深く掘り下げていただきました。そのなかで明らかになったことは、安倍政権が進めようとしている政治が日

本の平和や安全にとって非常に危険な方向に向かっているということでした。

また各地の『九条の会』の報告、交流では、長い活動のなかで生まれる困難に向かったださまざまな工夫や取り組みが報告されました。若者が少ないこと、参加する顔ぶれが固定化していること、そして高齢化が進んでいることなども報告されました。そのなかで東京のある『九条の会』の方が「私たち中高年がいま、頑張っているから9条は守られているのではないでしようか。私たち自身もつと自信と自負を持って続けていくことが大切なのではないでしようか」という発言が心に残りました。私たち『九条の会』のことをどこかで誰かがきくと見ている、それはますます大きな変化につながるものではないかもしれません。その芽はやがて芽吹くときが来るという意味ではないかと思いました。

悔しく残念なことですが、日本中の多くの人たちの怒りや疑念のなかで『特定秘密保護法案』が国会を通過してしまいました。しかし『九条の会』の声はこれからもつと大きくしていかねばと思います。全国の仲間と励ましあい、手を取り合ってくださいましょ。



グー
チョキ
パー

それでも拳はあげていこう！
ピース（平和）をつくろう！
さよなら原発！



2013年12月8日（日）、「イマジン原発のない未来 グーチョキパー Kamakura parade」に鎌倉・九条の会は初めて参加しました。扮装や表示物を工夫してとのことで、「鎌倉・九条の会の旗」や「原発ゼロ」「秘密保護法撤廃」のプラカードなどを持って出かけました。集合場所の市役所には、大きな髪飾りをつけ着物姿の若い女性、サンタクロース、原発を象徴したアート、風車をたくさん乗せたりヤカー、子どもたちで早くも熱気に溢れていました。

「イマジン原発のない未来 Kamakura Parade」が主催し、20団体以上が賛同、鎌倉・九条の会も名を連ねました。イマジンは「3・11」直後の4月10日、初めてのパレードを呼びかけ、その後も継続。今回、ジョンレノンが暗殺された1980年12月8日を記念して企画されました。特定秘密保護法が強行採決され安倍政権の本質が誰の目にも明らかになった時です。開催にあたっての呼びかけ「い

まだに収束していない原発事故。そんな状況においてTPP参加や特定秘密保護法案、憲法問題など日本の社会はさまざまな問題をかかえ、多くの人びとに諦めや無関心が蔓延して原発はいらない！という声が出しにくくなってきているようです。（後略）」にとても共感しました。

パレードには、およそ250人が参加。団体紹介後、御成通りへ。…下馬交差点…若宮大路…小町通り…地下道…、主催者のきめ細やかな誘導のもと、声をそろえてのシュプレヒコールが続きます。「鎌倉、はじけてるじゃん」という若者の声、「原発いらない」の表示を掲げてパレードを見守る小町通りの店主、車中から手を振る人びと、一緒に歩き出す観光客などたくさんの応援に思わず顔がやわらぎます。ゴールでは、「イマジン」の日本語版を、肩を組んで大合唱。「夢かもしれない でもその夢を見ているのは一人だけじゃない 世界中にいるのさ」が、いつまでも心に残る一日となりました。



鎌倉・九条の会 9の日行動

☆秘密保護法シール投票報告☆

2013年11月の9の日行動は、にわかに早まった国会の動きを受けて、急遽シール投票をおこないました。いつものリーフに秘密保護法案に反対する日本ペンクラブ声明と憲法・メディア法研究者の声明を挟んだものを渡し、秘密保護法案に賛成か、反対か、わからないかに投票していただきました。

この時点では、まだ知らない人も多く、関心が薄かったり、1時間の間に投票した人は81人と、人通りが多かったにもかかわらず少なかったなかで、中・高校生が治安維持法のことを出して説明すると、よくわかってくれ、投票に応じてくれたのは嬉しいことでした。

〔結果〕

秘密保護法に賛成	3人 (3.7%)
反対	68人 (83.9%)
わからない	10人 (12.3%)

マスコミ、出版、学者、弁護士、映画関係者、演劇人など、また海外からも世界ペンクラブやニューヨークタイムズ、国連人権理事会などからもこの法律に反対・批判する声明や記事が出されたにもかかわらず、12月6日深夜、与党によって強行採決されてしまいました。法案が通ってしまったのだから、もう仕方ないと諦めるのではなく、戦後最悪の法律といわれるこの法律を廃止にするため、一人ひとりが声を上げ、行動に移していきましょう。

★毎月の9の日行動

毎月9日に鎌倉駅東口でリーフを配っています。短時間でも一緒に！！

毎月9日	平日	15時～
	土・日・祝日	11時～
小町通・鳥居前、九条の会・旗の前に集合 (雨天の場合は地下道)		

☆1月13日成人の日の9の日行動 ☆

鎌倉芸術館前庭は、20歳の青年たちの華やかさで満員だった。でも今年は、この数年と一味違っていた。

私たちが差し出す「20歳、おめでとう！」憲法手帳プレゼントの受け取りがやたらといいのだ。17人の配り手は、1時間で260部を渡し終わった。

「日本国憲法ですか。戦争の放棄 第9条、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」「凄いね」「これは高校受験の前にも完璧に覚えましたよ」「前文は？」「それも言えますよ」「ますます凄い」「憲法を変えようとしている人がいるけど、戦争に行かされるのはあなたたちだから」「分かっています。ありがとう」と。前庭を外れた横道に、3グループぐらいの喫煙仲間がいた。「憲法を大切に読んでほしい」「戦争をする国になったら、あなたたちがまず行かされるのよ」、「戦争は嫌だから読むよ」「俺ニートなんだ」、「希望する人が正規で働けるように憲法を大事にしよう。長い人生が始まったところだから、きっと世の中変えられるよ」「60年間、日本では、誰も戦争で殺したり殺されないで来たのは、憲法があったからよ」と話が弾み、全員受け取った。法学専攻の学生も…。「大丈夫です」と受け取らなかった女性のグループもあったが、これほど受け取りが良かった年は初めて。

突然の秘密保護法、憲法改悪を目指す国民投票法案、積極的平和主義の名で、集団的自衛権を認め、憲法を実質的に改悪、原発立国、格差社会…。社会への船出に、余りにも不安だらけの彼らの感性を垣間見た時間だった。参政権は大事な権利、「主権者になった20歳が、どう生きるか」期待したい！！

お知らせ

★3月14日(金) 18:30～ 鎌倉・九条の会講演会

秘密保護法は 何をねらうのか！

講師；清水雅彦（日本体育大学准教授）
会場；鎌倉商工会議所・地下ホール
（鎌倉駅西口徒歩5分）

入場券；500円

*詳細は、チラシ・ホームページをご覧ください。

★なぜ米軍は70年も日本に居るの？

2月14日(金) 18:30～

講師；前泊博盛（沖縄国際大学大学院教授）
会場；ヨコスカベイサイドポケット
チケット；800円（当日1,000円）
主催；前泊博盛講演会実行委員会／横須賀市民九条の会
（鎌倉・九条の会は協賛団体になっています）

*詳細は、横須賀市民九条の会のホームページをご覧ください。